# 明治四十二年大蔵省令第二十八号（印紙犯罪処罰法第五条ノ官没手続） （明治四十二年大蔵省令第二十八号）

明治四十二年法律第三十九号第五条ノ官没ハ税務署長ニ於テ命令書ヲ交付シテ之ヲ為スヘシ